回覧

林野火災注意報・警報

対象区域内での火の使用が制限されます



詳細はこちらから足利市ホームページを確認してください。

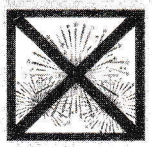
発令対象期間（毎年11月9日から翌年5月31日まで）

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	以下のいずれかを満たした場合 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき ※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令を見送ることがあります。	左記の「林野火災注意報」の発令指標に該当し、かつ、強風注意報が発表されているとき
火の使用制限	制限に従うよう努めなければなりません。（努力義務）	制限に従わなければなりません。（義務）
罰　則	なし	30万円以下の罰金又は拘留（消防法第44条第18号）

制限される火の使用（足利市火災予防条例第２９条）



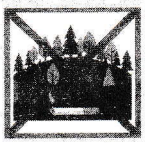
山林、原野等【火入れ】



【煙火消費】（花火など）



【たき火】【火遊び】



山林、原野等で【喫煙】



引火性・爆発性・可燃性物品附近で【喫煙】

林野火災警報等の発令の有無にかかわらず、「足利市の美しい山林を火災から守る条例」により、原則、山林の屋外での火の使用は禁止されています。

足利市の美しい山林を火災から守る条例
※足利市ホームページ

足利市消防本部 予防課 ☎0284-41-3198